

JAPAN AND INTERNATIONAL
MOTION PICTURE COPYRIGHT ASSOCIATION, INC.



「知的財産推進計画 2014」の策定に向けた意見

株式会社日本国際映画著作権協会
(2014年5月16日提出)

「音楽産業の国際展開に関するタスクフォース」に関する意見

私ども株式会社日本国際映画著作権協会（以下当社といいます）は、著名な映画会社 6 社（パラマウント ピクチャーズ コーポレーション、ソニー・ピクチャーズ・コーポレーション、20 世紀 フォックス フィルム コーポレーション、ユニバーサル シティ スタジオズ エルエルシー、ウォルト・ディズニー・スタジオ・モーション・ピクチャーズ、ワーナー ブラザース エンターテインメント インク）からなるモーション・ピクチャー・アソシエーション（MPA）の日本における子会社でございます。

このたびは「知的財産推進計画 2014」に関して貴重な意見提出の機会を賜り、誠にありがとうございます。当社の意見をここに提出させていただきます。

「知的財産政策ビジョン・知的財産推進計画 2013」には「模倣品・海賊版対策の強化」、「模倣品・海賊版対策の推進」の項があり、「施策例」には「官民のアウトリーチ活動の推進」「国内取締り強化」等が掲げられています。知的財産を推進する上で著作権の保護は大変重要であります。日本政府がこれを認識され、具体的な施策例を挙げておられることに感謝いたします。当社としても文化庁「改正著作権法の施行状況等に関する調査研究」（平成 25 年 12 月）10 頁、および 12 頁以下でご紹介いただきました通り、民の立場からのアウトリーチ活動に積極的に取り組んでいるところでございます。

しかし、わが国における著作権保護はまだ十分とはいえず、著作権侵害行為が継続して発生しているのが現実です。とりわけ海外の動画投稿サイト等にアップロードされた侵害コンテンツが看過できない損害を著作権者らに発生させている状況となっております。この問題意識はタスクフォース「我が国の音楽産業の国際展開に向けて」23 頁以下でも共有されているところであります。

当社はこの機会に、わが国の著作権保護を強化するための具体的手段をご提案申し上げます。

(1) 著作権侵害サイトに対するサイトブロッキングの導入

オンラインの著作権侵害は各国で経済的損失や雇用の減少をもたらすなど多くの悪影響を生じさせています。違法なファイルの多い動画投稿サイトは国の内外を問わず世界的に存在し、映画やテレビ番組を初めとする著作物が違法に配信されています。ブロードバンド環境が普及した現在、映画やテレビ番組の違法ファイルを動画投稿サイトで視聴することは容易になっており、それが正規の事業に与える経済的損害は多大なものがあるばかりか増加の一途をたどっています。

かかるサイトが日本国内にある場合は、日本の法律によって対処が可能です。しかし多くの場合違法にアップロードされるコンテンツは海外のサイトから取られることが多く、国内の著作権法等によって行う摘発や強制捜査には限界があります。

サイトブロッキングは、外国の動画投稿サイトその他のウェブサイトにはアップロードされている違法ファイルへのインターネットユーザのアクセスを遮断するために容易かつ効果的な手段であり、海外の違法ファイルの多いサイトに対抗するための重要な方法です。

一見このようなサイトブロッキングは電気通信事業法が定める通信の秘密を侵害するようにも見えますが、適切に制度を設計すれば刑法の緊急避難に該当し許容されると考えられます。

現在児童ポルノ頒布など一部の犯罪類型に対しては緊急避難としてサイトブロッキングが導入されています。同様の手続き、たとえば ISP は動画投稿サイトに対して通知を行いサイトが対応しない場合に限ってサイトブロッキングの対象とする等の要件を設けることにより、緊急避難の要件を満たすと思料します。

刑法の規定によれば緊急避難は財産上の損害を避けるためにも成立します。オンライン侵害による巨額の損害を考えれば、著作権侵害に対するサイトブロッキングを導入することは喫緊の課題というべきであります。

既に著作権侵害に対するサイトブロッキングを導入している国は多数存在し、英国、フランス、デンマーク、オーストリア、ノルウェー、イタリア、スペイン、アジアでもインド、韓国、インドネシア、マレーシアがあげられます。本年3月27日にはEUの最高裁判所に相当するEU司法裁判所において著作権侵害サイトに対するサイトブロッキングを適法とする判決（「Kino 事件」, EU 司法裁判所 C-314/22 号）が出されており、これによりさらに多くの国が導入を図るものと考えられます。知的財産立国をめざすわが国もこれら著作権保護の進んだ国に後れをとらないことが重要であります。

またサイトブロッキングは消費者保護の観点からも重要な意義を有するものです。改正著作権法により、違法にアップロードされたと知って行うダウンロードは刑事罰の対象となっています。違法ファイルがほとんどであるようなサイトへのアクセスを遮断することは、消費者が一時の迷いで犯罪行為を行ってしまうことの防止に有効であり、国民の利益に資するものというべきであります。著作権を侵害するサイトへのアクセスの遮断がユーザー

の不利益または表現の自由の制限となるかについては上記 Kino 事件判決でも検討されています。同判決によれば、表現の自由と知的財産権の保護はバランスが必要であり、ユーザーが他のサイトから合法的に適法コンテンツを入手できる場合はサイトブロッキングは相当である、とされています。

(2) 私的使用目的の海賊版の輸入の禁止

著作権法第 113 条第 1 項第 1 号は、日本国内で頒布の目的がある場合に限り海賊版の輸入は著作権の侵害とみなすと定められています。当社はこれは適切でないと考えます。

一昨年著作権法が改正され、私的使用目的であっても違法にアップロードされたコンテンツであると知ってダウンロードすることは刑事罰の対象とされました。海賊版と知って私的使用の目的で輸入することもまったく同種の行為と考えられます。直ちに刑事罰の対象とする必要はないとしても、少なくとも違法である旨の規定は必要と思料いたします。

《要旨》

グローバルな著作権侵害への対応を強化し、インターネット上のコンテンツ侵害対策と正規配信の普及を促進することは、わが国が知的財産立国を進める上で大変重要です。本意見書は、より進んだ施策例として、インターネット上の著作権侵害への対応の強化策および私的使用目的の海賊版の輸入の禁止の導入を提案するものです。